

あきびネット会則

(名称)

第1条 この会は、あきびネット（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、秋田公立美術大学（以下「大学」という。）がその基本理念を実現し、芸術・文化によるまちおこしの中核となることができるよう、物心両面の支援を行うとともに、大学と本会会員との連携・交流を促進することにより、共に発展していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産学連携を推進させる事業
- (2) 学生の創作活動を支援する事業
- (3) 学生の就職活動を支援する事業
- (4) 学生の学生生活を支援する事業
- (5) 大学と本会の情報交換に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体、法人、個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める会員登録申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、第15条に定める年会費を2年間納入しない場合は、当該会員は退会したものとみなす。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人

- (2) 副 会 長 1 人
- (3) 理 事 10人以内
- (4) 事務局長 1 人
- (5) 監 事 2 人

2 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、事務局長は会長が大学の職員の中から指名する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の重要な事項を審議する。

4 事務局長は、本会の事務を統括する。

5 監事は、本会の会務の状況および会計を監査する。

(相談役)

第9条 本会に会長が委嘱する相談役を置くことができる。

2 相談役は、重要事項について会長の諮問に応ずるほか、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、本会の会員をもって構成し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 本会の事業に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 規約の制定および改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

3 総会は、会員の過半数が出席した場合に成立する。なお、委任状による出席を認める。

4 議事は、団体、法人、個人の別、または第15条に定める年会費の納入

口数の別なく、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会から付託された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置および付託事項に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の運営に必要な事項に関する事。

(専門委員会)

第13条 本会に必要な応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が委嘱した会員および関係者をもって構成する。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、大学事務局学生課内に置く。

(経費)

第15条 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は次のとおりとし、既納の年会費は返還しない。

- (1) 法人等の団体 年額20,000円を一口として一口以上
- (2) 個人 年額 5,000円を一口として一口以上

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この会則は、平成26年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行後、最初に選出された役員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この会則の施行後、最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、

施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行日)

- 1 この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この会則は、令和8年7月21日から施行する。